

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成30年11月12日、午後2時55分頃、君津市大野台561番地先で発生した交通事故。 本市所有の軽貨物車と、前方から直進してきた相手方所有の普通貨物車が、走行中に接触し、損害が生じたもの。
和解の相手方	君津市泉299番地11 伊丹建設興業株式会社 代表取締役 伊丹強
和解の条件	君津市は、君津市の損害187,304円を自ら負担する。 相手方は、相手方の損害521,208円を自ら負担する。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和2年11月9日

令和2年11月30日提出

君津市長 石井宏子